

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長

警察庁丁会発第897号、丁備二第152号  
丁情企発第173号  
令和3年9月29日  
警察庁長官官房会計課長  
警察庁警備局警備運用部警備第二課長  
警察庁情報通信局情報通信企画課長

風水害等発生時における警察施設の機能継続に係る取組の徹底について(通達)警察署等の警察施設に係る耐災害性の向上については、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」(令和3年6月10日付け警察庁丙備二発第37号。以下「防災業務計画」という。)、 「災害に係る危機管理体制の点検及び構築に関する当面の課題について(通達)」(令和3年2月26日付け警察庁丙備二発第8号ほか。以下「局長通達」という。)等により取り組んできたところであるが、近年、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえれば、警察施設内の電気設備が浸水して停電が長時間継続することにより警察活動に支障が生じないように、警察施設における電気設備の浸水対策を充実強化することが求められている。このため、別添「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」(令和2年6月、国土交通省住宅局建築指導課・経済産業省産業保安グループ電力安全課)を参照して警察施設における建替えによらない電気設備の浸水対策を促進するとともに、下記の点に留意し、洪水等の発生時における警察施設の機能継続に万全を期されたい。

## 記

### 1 浸水リスクの調査及び調査結果を踏まえた浸水対策計画の策定

#### (1) 浸水リスクの調査等

警察施設の所在地における洪水等による浸水リスクについて、必要に応じて当該地域の市町村の治水担当課に照会しつつ、想定浸水深、浸水継続時間、ハザードマップ等を調査し、その結果を踏まえて浸水対策を講じる際に定める設定浸水規模(設定浸水深及び設定浸水継続時間)及びそれに対する機能継続の目標水準の設定(例えば、警察施設内における浸水を防止する部分の選定など)を行うこと。

#### (2) 調査結果を踏まえた浸水対策に関する計画の策定

当該調査結果等を基に、速やかに警察施設に係る浸水対策に関する計画を策定すること。

また、局長通達において関係自治体におけるハザードマップの見直し協議に積極的に参画するよう指示されているところ、当該自治体においてハザードマップの見直しが行われた場合には、その内容に応じ、警察施設に係る浸水対策に関する計画について所要の見直しを行うこと。

### (3) 警察庁への報告

策定した計画（見直しを行った場合を含む。）については、速やかに警察庁に報告すること。その場合における報告要領については別途通知する。

## 2 既存警察施設に対し講ずべき浸水対策

### (1) 浸水リスクの低い場所への電気設備の移設等

設定浸水深（1(1)で設定した設定浸水深をいう。以下同じ。）、警察施設の強度等を踏まえ、浸水リスクの低い場所へ電気設備を移設すること。また、室内の設置場所の嵩上げを行うこと。

同様に、電子交換機やI P R形固定用無線機等の通信機器についても浸水時に機能を維持できるように、都道府県情報通信部と連携して、浸水リスクの低い移設場所を確保すること。

### (2) 警察施設内への浸水を防止する対策

#### ア 止水板又は土のうの設置

設定浸水深、土地の形状等を踏まえ、出入口等の周囲で浸水に有効に防止できる場所に設定浸水深以上の高さの止水板又は土のうを設置すること。

なお、止水板は、常設のもの、着脱可能なもの等様々な種類があるが、洪水等が発生した場合における運用面や警察施設の状況に応じて適切なものを選定すること。

#### イ 浸水を防止するカバーの設置

非常用発電設備等の機能保全を図るため、地表面に近い高さに設置されている電動ポンプに対し、浸水を防止するためのカバーを設置すること。

#### ウ 配線、配管貫通部の浸水対策

電気設備等を設置する室には、扉などの大きな開口部のほかに、外部から建物内への電源引込み口、配管の貫通部など、浸水経路になり得る開口部が存在する。こうした開口部に対しては、止水処理材の充填などにより浸水を防止する措置を講じること。

#### エ 非常用電源の確保

警察施設への浸水により停電が発生した場合に、浸水エリアの電気回路を切り離し、機能継続に必要な電気設備への電力供給を迅速に確保するために、あらかじめ非常用電源の供給ルートや回路構成を把握し、切離し回路や切替え等の対応手順について検討するとともに、必要に応じ供給ルートの見直しを行うこと。

## 3 代替施設の選定

代替施設の選定については、防災業務計画において「耐震性、耐火性及び耐浪性があり、かつ、液状化の起こりにくい地域に所在する建物を選定」することとしているところであるが、近年における風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、以下の対策を講じること。

- (1) 警察施設が浸水を始めとする災害想定区域内にある場合（ただし、当該想定が業務継続に影響しない軽微なものである場合を除く。）には、基本的に、災害想定区域外であって、かつ、適切に警察業務を遂行できる場所（業務遂行に支障がない近隣であるなどの場合には管轄区域外を含む。）に代替施設を選定すること。
- (2) (1)に該当する代替施設を確保することが困難である場合には、当該警察施設又は災害想定区域内の代替施設において、想定される災害に応じた対策（浸水の場合は止水板等による浸水防止や上層階での施設機能維持等）を講じるなどして、業務継続性を確保すること。

#### 4 その他

市町村が公表するハザードマップ等は、想定しうる最大規模の降雨等（例えば、洪水の場合は平均して1,000年に1度の割合で発生する降雨）を前提とした想定浸水深及び浸水継続時間が提示されているため、これらを前提に電気設備への浸水を防止するための措置を講じることが困難なケースも想定される。このような場合における1(1)の目標水準の設定に当たっては、計画規模の降雨（国が管理する河川の場合、平均して100～200年に1度の割合で発生する降雨）を前提とした洪水浸水想定区域図や浸水実績（市町村が公表する浸水実績等）等を調査することにより、より高い頻度で発生しうる洪水等の規模（一般的な建築物の使用期間に経験する可能性がある浸水深等）に基づき行うこと。